

1 1 科目の概要

法律基本科目 公法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	統治の基本構造（後期）	単 位
		2
担 当	稲 正樹	
授業内容の概要		
本授業では、「わかりやすさ」を第一の目標として、講義内容を高度のレベルに保ちながら、日本国憲法が基盤にしている立憲主義、民主主義、平和主義の意味を明確にするために、判例・学説を整理して学ぶ憲法解釈論（憲法解釈学）を学習します。あわせて、歴史的考察と比較憲法的な視野も失わずに、また現実の憲法政治がもたらしているさまざまな憲法問題にも可能なかぎり焦点をあてて、科学としての憲法学の立場に立って、憲法総論と統治機構の諸問題を考えます。		
授業方法		
受講者がTKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討・学習できるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力します。参考文献、関連判例の事前学習が必須です。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価します。成績はA・B・C・D・Fの5段階とします。		
授業計画		
第 1 回 立憲主義による統治、憲法規範の本質		
第 2 回 民主制と統治体制		
第 3 回 憲法と政党—政党の憲法上の位置、選挙と政党、政党と資金、政党の内部秩序		
第 4 回 国会と立法権（1）—国会の地位、国会の権能、国会の組織、議員の権能と自律権、 国会と立法権（2）—国会の活動、議員の地位と権能、立法過程論		
第 5 回 国会と選挙—代表民主制、選挙制度、二院制の特色、選挙訴訟		
第 6 回 議院内閣制—議院内閣制の形、議院内閣制の標識、責任と均衡、衆議院の解散、 国民内閣制論		
第 7 回 内閣と行政権、内閣と行政活動		
第 8 回 財政—財政民主主義、租税法律主義、公金利用の原則、財政監督と訴訟		
第 9 回 司法と裁判（1）—司法の概念、部分社会論、宗教団体の内部紛争、統治行為、 立法行為にかかる国家賠償請求訴訟		
第 1 0 回 司法と裁判（2）—司法権の独立、裁判官の身分保障と市民的自由、裁判の公開、 司法と民主主義		
第 1 1 回 憲法訴訟（1）—司法の消極主義と積極主義、憲法裁判所制度と付随的司法審査制		
第 1 2 回 憲法訴訟（2）—立法事実論、憲法判断の回避、合憲限定解釈、憲法訴訟 （3）—違憲判断の方法、違憲主張の適格、憲法判断の効果		
第 1 3 回 地方自治の憲法問題—地方自治の本旨、地方公共団体とその権限、住民自治		
第 1 4 回 平和主義—平和主義の構造、平和主義の現実		
第 1 5 回 期末試験		
教科書		
芦部信喜（著）・高橋和之（補訂）『憲法〔第 3 版〕』（岩波書店、定価 3,150 円）を各自で購入ください（予習用）。授業での使用教材は追って案内します。		
参考書		
戸松秀典・初宿正典（編著）『憲法判例〔第 4 版 補訂版〕』（有斐閣、定価 2,900 円）。		
前提履修科目		
なし		

法律基本科目 公法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	基本的人権の基礎（前期）	単 位 2
担 当	稲 正樹	
授業内容の概要		
本授業では、「わかりやすさ」を第一の目標として、講義内容を高度のレベルに保ちながら、日本国憲法の保障する基本的人権の意味を明確にするために、判例と学説を整理して学ぶ憲法解釈論(憲法解釈学)を基本とします。あわせて、歴史的考察と比較憲法的な視野も失わずに、また現実の憲法政治がもたらしているさまざまな人権問題にも可能なかぎり焦点をあてて、科学としての憲法学の立場に立って、人権総論と人権各論の諸問題を考えていきます。		
授業方法		
受講者がTKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討・学習できるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力します。参考文献、関連判例の事前学習が必須です。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価します。成績はA・B・C・D・Fの5段階とします。		
授業計画		
第 1 回 人権総論(1)―人権の享有主体		
第 2 回 人権総論(2)―私人間における人権の保障、強制加入団体と構成員の人権、人権総論 (3)―人権保障の限界(公共の福祉論)		
第 3 回 包括的基本権―幸福追求権、自己情報コントロール権、自己決定権		
第 4 回 法の下での平等(1)―平等原則、平等保障の違憲審査基準		
第 5 回 法の下での平等(2)―平等の個別領域、思想・良心の自由、学問の自由		
第 6 回 信教の自由と政教分離原則		
第 7 回 表現の自由をめぐる憲法問題(1)―表現の自由の原理、表現の自由の方法論、表現の自由を めぐる憲法問題 (2)―表現の内容に基づく規制と低い価値の言論		
第 8 回 表現の自由をめぐる憲法問題(3)―知る権利と報道、放送の自由、パブリック・フォーラム、 情報化社会と表現の自由		
第 9 回 集会・結社の自由		
第 1 0 回 人身の自由と刑事手続上の諸権利		
第 1 1 回 経済的自由権(1)―職業選択の自由、経済的自由権(2)―財産権		
第 1 2 回 社会権(1)―生存権		
第 1 3 回 社会権(2)―教育を受ける権利、社会権(3)―公務員の労働基本権		
第 1 4 回 参政権、国務請求権―請願権、裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事補償請求権		
第 1 5 回 期末試験		
教科書		
基本書として、芦部信喜(著)・高橋和之(補訂)『憲法[第 3 版]』(岩波書店、定価 3,150 円、ISBN4-00-022727-0 C0032)を各自で購入ください。授業ではこれを教材とはしませんが、予習用として用意ください。授業での使用教材は追って案内します。		
参考書		
判例集として、戸松法典・初宿正典(編著)『憲法判例[第 4 版 補訂版]』(有斐閣、定価 2,900 円、ISBN4-641-12945-2)を推薦します。		
前提履修科目		
なし		

法律基本科目 公法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	公法総合1（行政法の基礎）（後期）	単 位
		2
担 当	南 博方	

授業内容の概要

行政法は、憲法、民法、刑法などのような単独の法典を有しない。行政法とは、行政に関するさまざまな法令の集合である。行政法を学ぶことは、これらの法令のすべてを暗記することではない。これらの行政法令は、一見ばらばらに見えるが、これらの法令の根底には統一的な法原理・法原則が存在する。行政法学の目的は、これらの法原理・法原則を発見・認識することである。行政法は、比較的若い学問であり、判例の発展も不十分であるため、学説も分かれているが、授業では、最高裁の確立した判例およびスタンダードな理論を講述することにする。

授業方法

授業は、下記の授業計画に従い、下記の教科書により行う。ただし、重要な事件や判例が現れた場合には、適時、その解説をすることとする。高い水準を維持しながら、できるだけ分かりやすい授業を行うことに努めたい。次の授業時に、講義のポイントを書いた講義のまとめを交付する。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・F（不可）の5段階による。

授業計画

第1回 行政法とはどのような法か 1)行政に固有な法 2)行政と法との関係 3)行政法の存在形式

第2回 行政は誰が行うか 1)行政主体 2)行政機関 3)国の行政組織 4)地方自治組織 5)公務員 6)営造物

第3回 行政はどのような作用を行うか 1)秩序行政作用 2)整序行政作用 3)給付行政作用

第4回 情報公開と個人情報保護の仕組み 1)行政情報公開法の目的と対象文書 2)行政文書開示手続と不服申立手続等 4)行政文書の管理 5)個人情報の保護

第5回 行政行為とは何か 1)行政行為の意義 2)行政行為の種類 3)羁束と裁量 4)行政行為の附款

第6回 行政行為はどのような効力をもつか 1)行政行為の効力 2)違法な行政行為 3)行政行為の発給 4)行政行為の職権による取消し 5)行政行為の職権による撤回

第7回 行政行為以外の行政作用 1)行政立法 2)自治立法 3)行政計画 4)行政契約 5)行政指導

第8回 行政上の法律関係とは 1)行政上の法律関係の類型 2)特別の公法関係 3)私人の公法行為

第9回 行政のよべき手続とは 1)行政手続法とは何か 2)申請に対する処分手続 3)不利益処分手続 4)行政指導手続 5)届出手続 6)その他

第10回 行政の実効性を確保する手段 1)行政罰 2)行政上の強制執行 3)行政上の即時強制

第11回 行政によって受けた損失の補償とは 1)損失補償とは何か 2)損失補償の内容と方法

第12回 行政によって受けた損害の賠償とは 1)公権力の行使に基づく損害賠償 2)公の営造物の設置管理に基づく損害賠償 3)国家賠償と民法との関係 4)結果責任に基づく国家賠償

第13回 行政不服申立てとは 1)行政不服申立てとは何か 2)行政審判手続 3)行政型ADR

第14回 行政事件訴訟とは 1)行政事件訴訟の意義 2)行政訴訟制度の改革 3)行政事件訴訟の類型

第15回 期末試験

使用教材

教科書：南博方『行政法』(第五版)(有斐閣 2004 年)

参考書：塩野・小早川・宇賀編『行政判例百選ⅠⅡ』(第四版)(有斐閣 1999 年)

前提履修科目

憲法・民法総則

法律基本科目 公法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	公法総合2（行政過程と法）（前期）	単 位
		2
担 当	南 博方	
授業内容の概要		
現代国家においては、行政主体の多元化と行政領域の拡大化に伴い、行政の行動も多様化し、複雑化する傾向にある。すなわち、現代の行政は、行政立法、行政計画、行政行為、行政契約、行政指導のほか、多種多様の行為形式により行われている。公法総合2(行政過程と法)においては、公法総合1(行政法の基礎)で習得した基礎知識を基に、各種の行政作用の類型、性質、手続、効果などについて、主な学説や判例の動向を検討し、その応用的能力を養うことを目的とする。		
授業方法		
授業は、下記の授業計画に従って行うが、重要な事件や判例が現れた場合には、適時、その解説をすることとする。行政作用の領域でも、これを規制すべき行政法規が不備不完全である場合が少なくないから、判例(特に最高裁判例)の占める役割は大きく、判例理論の研究は欠かすことができない。授業に際しては、あらかじめ、判例を精読し、その論点を把握しておくことが望まれる。次回の授業時に、授業のポイントを記した授業のまとめを交付する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・F(不可)の5段階による。		
授業計画		
第1回 行政の行為類型 1)行政立法 2)行政計画 3)行政行為 4)行政契約 5)行政指導 第2回 行政行為の意義 1) 行政行為概念を立てる実益 2)行政行為と私法行為 3)行政行為のメルクマール 第3回 行政行為の種類 1)内容による分類 2)羈束と裁量 3)違法裁量と司法審査 4)行政行為の附款 第4回 行政行為の効力 1)公定力・確定力・執行力 2)違法な行政行為 3)行政行為の発給 第5回 行政行為の取消しと撤回 1)行政行為の職権による取消し 2)行政行為の職権による撤回 第6回 行政手続法 1)行政手続法とは 2)申請に対する処分手続 3)不利益処分手続 第7回 行政立法の意義と手続 1)行政立法の意義 2)行政立法の種類 3)行政立法手続 4)政策評価手続 第8回 自治立法 1)自治立法の意義 2)自治立法の種類 3)条例 4)規則 5)自治立法手続 第9回 行政計画 1)行政計画の意義・種類・性質 2)計画策定手続・環境影響評価手続 3)計画担保責任 第10回 行政契約と行政指導等 1)行政契約の意義 2)行政契約手続 3)行政指導手続 4)届出手続 第11回 行政の実効性確保手段 1)行政罰 2)代執行 3)執行罰 4)直接強制 5)強制徴収 6)即時強制 第12回 行政上の法律関係 1)行政上の法律関係の種類 2)行政上の法律関係における私法の適用 第13回 特別の公法関係と私人の公法行為 1)特別の公法関係 2)私人の公法行為 第14回 行政過程における争訟 1)不服申立て 2)行政審判 3)行政型ADR 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書：南博方『行政法』(第五版)(有斐閣 2004 年) 参考書：成田・荒・南・近藤・外間『現代行政法』(第5 版)(有斐閣 2003 年) 塩野宏『行政法Ⅰ』(第三版)(有斐閣 2003 年) 塩野・小早川・宇賀編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』(第四版)(有斐閣 1999 年)		
前提履修科目		
公法総合Ⅰ		

法律基本科目 公法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	公法総合 3 （後期）	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
普遍法としての国際的人権保障規範と、日本国憲法における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールについての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。又、立法による行政に対するコントロールも検討する。更に又、司法を含めた三権を、主権者たる国民がどのようにコントロールすべきか(憲法の保障)について、理解を深めてもらえるようにしたい。又、法律家が国民の権利実現について、どのように関与できるかについて、裁判官を含めた法の運用者のあるべき姿についても講義する予定である。		
授業方法		
担当教員が取得した憲法・行政訴訟判例等を題材として、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深め、かつ、論文力を向上させるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。 課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは、1～2回程度を予定するが、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は論文問題とし、憲法・行政法の有機的な理解の程度を評価する。		
授業計画		
第 1 回 国際人権と国内人権		
第 2 回 司法権の概念		
第 3 回 司法の行政に対するコントロール		
第 4 回 法律の委任と委任範囲		
第 5 回 行政国家と議会制民主主義		
第 6 回 情報公開と知る権利		
第 7 回 社会的権力と憲法		
第 8 回 個人情報保護とプライバシーの権利		
第 9 回 憲法第 14 条と租税特別措置等		
第 1 0 回 司法審査と行政処分		
第 1 1 回 法の支配の原則		
第 1 2 回 財政に対する国民の監視と租税法律主義		
第 1 3 回 行政訴訟と裁判を受ける権利		
第 1 4 回 行政手続とデュープロセス		
第 1 5 回 期末試験		
教科書		
担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。 参考文献:『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』[有斐閣]『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』[有斐閣]		
参考書		
授業において、随時紹介する。		
前提履修科目		
なし		

法律基本科目 民法法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	民法 1（民法総則）（前期）	単 位 2
担 当	小林 一俊	
授業内容の概要		
民法典のいわゆる「総則」部分を学習する。日本の民法典は、全体として、具体的な各事項に共通するルールをまとめて総則部分を設けるという論理的な体系がとられている（いわゆるパンデクテンシステム）。民法「第一編 総則」は、民法全体の通則にあたる、抽象的なエッセンス部分であるといえよう。そこで極力、判例や具体例を素材としながら、総則の分野を具体的に学ぶことを目的とする。 授業内容と順序の概要は、下記授業計画の通りである。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料（主として判決文）などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として判例を素材として当該テーマに関する理解を深め、理論の応用力を養うように努力する。また適宜小テストを行い、学習成果を確認することもある。教室外での質疑応答については、オフィスアワーや教育支援システムに設置される電子掲示板も活用し、教員－受講者のみならず、受講者間の交互学習も行えるようにする。		
成績評価の方法		
授業における応対や小テストの成果も加味するが、主として期末試験による。 成績はA・B・C・D・Fの5段階。		
授業計画		
第 1 回 民法総論		
第 2 回 自然人の起点と終点		
第 3 回 意思能力・行為能力		
第 4 回 法人		
第 5 回 物		
第 6 回 法律行為と意思表示の基礎		
第 7 回 意思と表示の不一致		
第 8 回 詐欺・強迫・意思表示の効力発生時点		
第 9 回 代理制度		
第 1 0 回 無権代理		
第 1 1 回 表見代理		
第 1 2 回 無効・取消・条件・期限・期間		
第 1 3 回 時効総論		
第 1 4 回 取得時効と消滅時効		
第 1 5 回 期末テスト		
教科書		
内田貴『民法 I（第 2 版補訂版）』東京大学出版会		
参考書		
星野・平井・能見編『民法判例百選 I（第五版）』有斐閣		

法律基本科目 民事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	民法2(債権法総論)(後期)	単 位
		2
担 当	椿 寿夫	

授業内容の概要

民法典の条文でいえば、399条より521条まで。主として種々の契約から生まれた《債権》につき、履行の仕方や中身はどういうふうになるか(第1節《債権の目的》), どういう法的な力が与えられるか(第2節《債権の効力》), 複数の人が関わっているときには、どのような特別の内容・効力が認められるか(第3節《多数当事者の債権及び債務》), 別人に譲渡する場合にはどうなるか(第4節《債権の譲渡》), どういう場合に権利者の満足その他により消滅するか(第5節《債権の消滅》), が中心となる。

ただし、債務引受・契約引受は条文にはないが授業対象に含まれている。また、保証(446条～465条の5)および弁済者代位(499条～504条)は、授業時間数の都合や内容上の配慮などにより2年次の前期に行う民法6〔担保物権法〕へ移す。

授業方法

いわゆる未修と既修の諸君に対し同一時間に授業を実施するため、昨年度も種々工夫したけれども、全員に満足してもらうのは不可能に近い。本年度も、抽象的にいえば、最初は未修者諸君におおむね焦点を合わせ、順次高度化する予定だが、毎時間の反応などにもとづき進度を遅くしたり速くすることにならざるをえない(したがってシラバスどおりには進行しないことを予め了解しておいてほしい)。

また、①1年次後期に②かなり法技術性の高い科目を③限られた時間内に伝達しなければならない、という状況から、本来想定されている双方向授業にはならない。

成績評価の方法

最終回の総合テスト(記述1問と短答)のほか、昨年度も終始立ち会っていただいた田中教授(弁護士)に、本年度も小テストを2回程度、立案と採点をお願いする。

成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。

授業計画

第1回 債権総論の序説	第9回 債権者代位権と詐害行為取消権
第2回 給付の種類・態様と債権の目的	第10回 ”
第3回 弁済などによる債権の消滅	第11回 多数当事者の債権・債務
第4回 ”	第12回 ”
第5回 債権の効力	第13回 債権譲渡・債務引受・契約引受
第6回 ”	第14回 ”
第7回 債務不履行	第15回 期末試験
第8回 ”	

使用教材

椿『民法(財産法25講〔第2版補訂2版〕』有斐閣双書・民法全般の事前予習用

椿「First Lessons in 債権総論(1)以下」法学セミナー576～582号・584～585号・587～588号・591～596号・598号・602～603号に連載(4月号以下も継続)―教科書(今秋には単行本化したいが、当面は雑誌をコピー)

椿ほか編著『財産法基本判例』有斐閣161頁～225頁―判例資料(本書掲載より古い判例は椿の旧編著『民法判例2』有斐閣双書や同『判例民法・1』別冊法学セミナーからTKCに)

椿＝中舎編著『条文にない民法〔新版〕』日本評論社153頁～223頁―副教材

内田貴『民法・〔第2版〕』東京大学出版会375頁まで―参考書

法律基本科目 民事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	民法3（契約法）（後期）	単 位 2
担 当	佐伯 一郎	
授業内容の概要		
この授業は民法典の債権各論の中の第3編2章の「契約」の部分を対象とする。 我々は日常生活するに際し、契約と無縁ではありえない。電車に乗るのも、本を買うのも、レストランで食事をするのも、銀行に預金をするのも、アルバイトをするのも、アパートを借りるのもすべて契約行為である。 このように契約には様々なものがあるが、この授業では、契約総論と民法の定める典型契約を中心にその具体的内容の理解を深めるとともに、判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。		
授業方法		
民法典の体系に沿って行う講義形式の授業とするが、毎回、設問・判例等について討論する機会をもつこととする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における平常点と期末試験の成績とを総合評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 契約の意義と種類および契約の成立 第2回 契約の効力と契約の終了 第3回 贈与と売買(1) 第4回 売買(2) 第5回 売買(3) 第6回 消費貸借 第7回 使用貸借と賃貸借(1) 第8回 賃貸借(2) 第9回 賃貸借(3) 第10回 賃貸借(4) 第11回 雇用 第12回 請負 第13回 委任・寄託 第14回 組合 第15回 定期試験		
使用教材		
教科書： 内田貴『民法Ⅱ』東京大学出版会		

法律基本科目 民事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	民法4（不法行為法）（前期）	単 位
		2
担 当	牛山 積	
授業内容の概要		
人は、生活の中で、事故や予期しない出来事によって損失を受けたり利益を得たりして財産関係に影響を受けることがある。その場合に備えて、民法は、契約によらない特別な債権関係を発生させる制度を規定している。(1)ある者が他人の財産についてその利益を守るために義務なくしてその財産の管理を始めた場合に債権を発生させる「事務管理」、(2)財産上の不当な損失を受けた者が存在し、(a)その損失によって他方に不当に利得をしている者がいる場合に債権を発生させる「不当利得」、(b)その損失が違法な原因に基づく場合に債権を発生させる「不法行為」、の3種類である。本講では、学習効果の観点から、不法行為、事務管理、不当利得の順に取り上げる。債務不履行の効果としての損害賠償請求権も不法行為と対比させて本講で扱う。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する判例文献・資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 オリエンテーション／不法行為1 不法行為法の枠組み 第2回 不法行為2 過失論 第3回 不法行為3 権利侵害と違法性 第4回 不法行為4 因果関係論 第5回 不法行為5 不法行為の効果① 第6回 不法行為6 不法行為の効果② 第7回 不法行為7 差止請求権 第8回 不法行為8 損害賠償請求権行使の期間制限 第9回 不法行為9 使用者責任・公務員の不法行為と賠償責任(付 自賠法) 第10回 不法行為10 土地工作物責任と営造物責任 第11回 不法行為11 複数人による不法行為 第12回 不法行為12 取引関係における不法行為 第13回 事務管理 第14回 不当利得 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書： 内田貴『民法Ⅱ・債権総論』東京大学出版会、吉村良一『不法行為法(第2版)』有斐閣 参考書： 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為(第3版)』有斐閣 前田達明『民法Ⅵ2(不法行為法)』青林書院、森島昭夫『不法行為法講義』有斐閣 平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』有斐閣、幾代通＝徳本伸一『不法行為法』有斐閣 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為』青林書院、潮見佳男『不法行為法』信山社 加藤雅信『新民法体系Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為』有斐閣 広中俊雄『債権各論講義(第6版)』有斐閣 山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座全6巻』日本評論社 遠藤浩『基本法コンメンタール・債権各論Ⅱ(第4版)』日本評論社 篠塚昭次＝前田達明編『新・判例コンメンタール第1巻～第9巻』三省堂 道垣内弘人『ゼミナール民法入門(第2版)』日本経済新聞社 野村豊弘『民事法入門(第2版補訂2版)』有斐閣 米倉明『プレップ民法(第4版)』弘文堂		
前提履修科目 なし		

法律基本科目 民事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	民法5（物件法）（前期）	単 位
		2
担 当	佐伯 一郎	
授業内容の概要		
この授業は民法典の第2編第1章から第6章までの部分を対象とする。 我々は「物＝財貨」を利用しなければ一日たりとも生活をする事ができない。したがって、現代社会では「物＝財貨」の利用を安全確実なものにする「物権＝物に対する権利」の機能は重要である。 この授業では、民法のなかで物権がどのように取り扱われているかについて理解するとともに、設問・判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。		
授業方法		
講義形式の授業とするが、毎回、設問・判例等を検討することにより、具体的な紛争解決方法を習得する機会をもつようにする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における平常点と期末試験の成績とを総合評価する。 成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 物権の意義と種類 第2回 物権の効力、物権変動論(1)～総論 第3回 物権変動論(2)～176条論 第4回 同上(3)～177条論 第5回 同上(4)～177条論 第6回 同上(5)～178条論 第7回 同上(6)～178条論 第8回 同上(7)～明認方法・物権の消滅 第9回 占有権(1) 第10回 占有権(2) 第11回 所有権 第12回 共有 第13回 用益物権(1) 第14回 用益物権(2) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書： 内田貴『民法Ⅰ』		
前提履修科目		
民法(総則、債権総論、契約法、不法行為法)		

法律基本科目 民事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	民法6(担保物権法) (前期)	単 位
		2
担 当	椿 寿夫	

授業内容の概要

抵当権を中心とする民法典の担保物権(295条～398条の22)と、譲渡担保その他の法律規定がない非典型担保とを主要対象とし、若干の特別法による抵当権(工場抵当など)も簡単に取り上げる。基礎科目の1つだから、全体としてはそれほど詳細な内容には言及しない。

以上の本来的内容のほか、《担保》と関わりが深い保証(民法446条～)および弁済者代位(民法499条～)を民法2(債権法総論)からこちらへ移す。

授業方法

- ・ 2年次配当なので、未修者への考慮は原則として行わない。「授業内容を理解しがたいのは予習・復習が足りないからだ」という程度に自己評価を厳しくしてほしい。
- ・ 担保物権法は見直し案(法セミ570号93頁)を経て、平成15年に抵当権を中心にかなり大きな改正があった。そのために、先に出ていた下記ファースト・レスンズは主要教材にはできなくなり、下記『民法概説』を基礎ないし下敷きにして話す。
- ・ ただし、授業を進める順序は、法典どおりでなく法典にない項目もあるため、簡単には説明できない。下に掲げる授業計画を参照。

成績評価の方法

前年度後期の民法2と同じ。田中教授には民法6でも同様にご協力をお願いする。

成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。

授業計画

教材などとの関係では順序がかなり入り組んでいるので、細部は開講時に別途資料を配付する。また、授業は機械的に進行するとは限らず、遅速による変更がありうる。

第1回 担保物権法の序説(①担保法学習、②担保物権の種類と機能、③予備知識、④担保物権法の改正)

第2回 保証(FL債権総論—法セミ595号～598号)(1)

第3回 保証(2)、抵当権(1)(①概観、②関係者、③法的性質)

第4回 抵当権(2)(①設定と順位、②目的物の範囲、③物上代位)

第5回 抵当権(3)(①実行と優先弁済、②被担保債権の範囲、③抵当権消滅請求 一旧滌除)

第6回 抵当権(4)(法定地上権)

第7回 抵当権(5)(共同抵当)

第8回 抵当権(6)(①妨害排除請求、②抵当権の処分、③物上保証)

第9回 抵当権(7)(根抵当A)

第10回 抵当権(8)(①根抵当B、②特別抵当法)

第11回 その他の担保物権(①質権、②留置権、③先取特権)

第12回 非典型担保(1)(総説)

第13回 非典型担保(2)(①譲渡担保、②所有権留保、③仮登記担保)

第14回 弁済者代位(FL債権総論—法セミ近号)

第15回 期末試験

使用教材

- ・ 甲斐＝椿ら編『新民法概説(1) [第3版]』有斐閣双書257頁～365頁—教科書
- ・ 椿ほか編著『財産法基本判例』有斐閣107頁～160頁—判例資料(本書掲載より古い判例は椿の旧編著『民法判例1』有斐閣双書や同『判例民法・別冊法学セミナー』からピックアップしてTKCに)
- ・ 椿『First Lessons in 担保物権』法学セミナー561号～573号—参考資料(掲載中に法改正が実現し、単行本化にあたっては書き直すので、教科書にはしない)
- ・ 椿『民法(財産法) 25講 [第2版補訂2版]』有斐閣双書18講～21講—副教材
- ・ 椿＝中舎編著『解説・条文にない民法 [新版]』日本評論社[物権編]—副教材
- ・ 内田貴『民法・ [第2版]』東京大学出版会377頁以下—参考書

法律基本科目 民法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	商事法入門（前期）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
法学初学者を対象に、本格的に商法を学ぶための入門講座として、商法の全体像を理解し、商事法の解釈に必要な視点のおき方を身に付けることを目的とする。前半では商法総則・商取引法に関する諸問題を取りあげ、判例・設例を用いて、紛争当事者のおかれる状況を正確にとらえ、その紛争解決に対して求められる基本的な視点を身に付ける。後半は、株式会社の基本構造を中心に、会社法1への導入となる考え方の習得を目指す。なお、受講者の進度および法改正の動向に応じて、随時内容を調整する。		
授業方法		
あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前に問題点を検討させる。当日は質疑討論を中心にしながら、簡単な解説も交え、テーマに対する理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時に不定期にリアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 商法の特色(1)－商法における「商」とは？ 第2回 商法の特色(2)－商取引の特色、商事紛争の実態 第3回 商人と商行為(1)－商人・商行為概念の特徴 第4回 商人と商行為(2)－商人の名称としての「商号」 第5回 商人と商行為(3)－商人の「営業」と法的保護 第6回 商人と商行為(4)－商人の「営業」と法的保護 第7回 商業使用人－商業使用人の意義と法規制 第8回 商取引の特殊性と民法 第9回 企業－企業の現代的役割と法規制 第10回 会社制度－会社の種類 第11回 株式会社総論(1)－株式会社の特徴と経済的機能 第12回 株式会社総論(2)－株式会社の全体構造と利害関係 第13回 株式会社総論(3)－株式会社法における基本理念 第14回 有価証券法総論 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書		
なし		
参考書		
岸田雅雄『ゼミナール商法総則・商行為法入門』		
前提履修科目		
なし		

法律基本科目 民法法 （昼間主・夜間主共通）

科 目	会社法 1 （後期）	単 位
		2
担 当	山下 丈	
授業内容の概要		
株式会社法の題材として、主として経営に関与する諸機関の役割について検討する。商事法入門で習得した知識を前提に、制度の意義、機能を認識するため、判例等を基礎とした事例分析を通じて、運用面における問題点を検討する。なお、会社法は、平成17年には全面改正が予定されているため(弥永真生他編著『ゼミナール会社法現代化』商事法務平成 16 年)、下記の講義計画は改定作業の進捗状況に合わせて変動する予定である。		
授業方法		
あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心にしながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。		
成績評価の方法		
授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時に不定期にリアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・F の5段階による。		
授業計画		
第 1 回 株主総会（1）：株式会社における株主総会の役割		
第 2 回 株主総会（2）：株主の議決権と代理行使		
第 3 回 株主総会（3）：議事の運営と株主提案権		
第 4 回 株主総会（4）：総合		
第 5 回 取締役・代表取締役（1）：業務に関する意思決定と執行		
第 6 回 取締役・代表取締役（2）：代表権の制限		
第 7 回 株式会社における経営監督と監査		
第 8 回 取締役の義務（1）：一般的義務・競業避止義務		
第 9 回 取締役の義務（2）：利益相反取引規制・報酬規制		
第 1 0 回 取締役・監査役の責任（1）：会社に対する責任		
第 1 1 回 取締役・監査役の責任（2）：第三者に対する責任		
第 1 2 回 株主の監督是正権		
第 1 3 回 株式会社の設立（1）：株式会社の設立手続		
第 1 4 回 株式会社の設立（2）：設立関与者の責任と設立無効		
第 1 5 回 期末試験		
使用教材		
教科書		
特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。		
参考書		
江頭憲治郎『株式会社・有限会社法[第4版]』有斐閣 平成 17 年		
岸田雅雄『ゼミナール会社法入門[第5版]』日本経済新聞社 平成 15 年		
前提履修科目		
商事法入門		

法律基本科目 民法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	会社法2（前期）	単 位 2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
前半は、株式会社の財務的側面に関する問題点をとりあげる。株式制度に関わる諸問題の検討を中心とするが、基本的な知識は各自の予習に委ね、広く株式会社の資金調達・ファイナンスに関わる問題点の検討にウェイトをおく。後半では会社組織の変動として、会社の解散・清算と合併、分割・営業譲渡をとりあげ、各ケースにおける利害関係人の地位を中心に、現行規制の態様を概括的に検討する。また、株式制度を中心とした、株式会社の全体構造について、会社機関に対する規制も交えて検討する。なお、会社法は法改正を控えているので、法改正の状況に応じて講義内容を調整することを予定している。		
授業方法		
あらかじめ設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する簡単な解説を交えつつ、討論を中心とする。またテーマと関連した応用的な問題についても、事後の課題（自主課題）として提示し、メール等を通じて解説を加える。		
成績評価の方法		
通常の講義への参加状況と期末試験によって評価する。 成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 株式制度の基礎(1)－株主の権利と義務 第2回 株式制度の基礎(2)－株式単位の変動と株主権、株式制度の多様化 第3回 株式取得の制限－株式の譲渡性と取得制限 第4回 株式発行の手続－株式発行手続と出資規制 第5回 新株発行における諸問題 第6回 株式会社の資金調達手段－社債と新株予約権 第7回 株式会社のファイナンス総合 第8回 株式会社の消滅－株式会社解散時の手続と利害関係人の地位 第9回 企業再編(1)－株式会社の合併と分割 第10回 企業再編(2)－株式交換・株式移転と親子会社 第11回 株式会社の計算－開示規制と配当規制 第12回 株式会社の規模と法規制 第13回 株式会社総合(1) 第14回 株式会社総合(2) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書		
教材はオリジナルの問題をTKC上にアップするので、特定の教科書は使用しない。		
参考書		
江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』（有斐閣） 龍田節『会社法』（有斐閣）		
前提履修科目		
会社法1を履修済であることが望ましい。		

法律基本科目 民法法 （昼間主・夜間主共通）

科 目	商取引・有価証券（後期）	単 位
		2
担 当	山下 丈	
授業内容の概要		
主として商取引法と有価証券法を取り上げる。 前半部は企業間取引を中心に、商取引法に関する諸問題を取り上げる。商事法入門において取り上げた題材についても、商法規制に関する基本的理解を前提として、より法律的な問題点を模索する。後半部においては有価証券法理に関して重要となる、発行・流通・権利行使に関する特殊性を検討する。		
授業方法		
あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心にしながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。		
成績評価の方法		
講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、Fの5段階とする。		
授業計画		
第 1 回 企業間売買の特則 第 2 回 約款取引 第 3 回 継続的売買契約（特約店契約・フランチャイズ） 第 4 回 商法上の問屋営業 第 5 回 運送契約①（物品運送契約の実定法上の規則と標準約款） 第 6 回 運送契約②（海上運送契約・旅客運送） 第 7 回 消費者契約法 第 8 回 特定商取引（訪問販売・通信販売） 第 9 回 割賦販売契約 第 1 0 回 電気通信事業・電子商取引 第 1 1 回 有価証券法総論 第 1 2 回 有価証券の発行・流通（1） 第 1 3 回 流通（2） 第 1 4 回 権利行使 第 1 5 回 期末試験		
使用教材		
教科書		
特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。		
参考書		
江頭憲治郎『商取引法[第3版]』弘文堂平成14年		
前提履修科目		
商事法入門		

法律基本科目 民法 (昼間主・夜間主 3 年制)

科 目	民事訴訟法 1 （前期） 60分授業30回	単 位
		2
担 当	住吉 博	
授業内容の概要		
教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「証拠と事実認定」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成 8 年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。 「民事訴訟法1」では『民事裁判の法理構造』の解明が主たる関心事をなしており、「民事訴訟法2」では『民事裁判の手続構成』が主たる関心事である。表面上は同一の話題が「1」と「2」で繰り返し取り上げられることもあるが、それは話題の重要性にかんがみ学修の深化をはかるための配慮にもとづく。 本科目「民事訴訟法1」では、日本の実定制度としての民事訴訟の手続が実体法裁判規範の特性に応じ、ていかに形作られているか、を受講者に説明する。とりわけ受講者に基本原理、専門的術語の確実な認識を得させることに努める。		
授業方法		
担当者が著述した<教科書>に相当するテキストを TKC の『法科大学院教育支援システム』を通じて受講者に提供する。講義を基調とし、受講者の質疑を随時に受け付けることにより、授業の双方向性を確保する。また、途中に3回くらい、復習テストを実施する。		
成績評価の方法		
論述式と短答式を適宜配合した筆記試験を期末に行い、A・B・C・DおよびF(不合格)の5段階で評点を付する。		
授業計画		
第1回 民事訴訟の存在意義		
第2回 各種の民事司法手続き		
第3回 「訴訟」と「非訟」		
第4回 「口頭弁論手続」ともみられていた民事訴訟手続		
第5回 本案判決と訴訟上の請求		
第6回 本案判決による救済		
第7回 実体権と本案判決		
第8回 本案判決の既判力		
第9回 既判力の客体的(客観的)範囲		
第10回 既判力の主体的(主観的)範囲		
第11回 既判力の規準時		
第12回 定期金賠償の特例		
第13回 復習テスト(1)		
第14回 [訴訟上の]請求の特定		
第15回 請求の趣旨		
第16回 請求の原因		
第17回 「訴訟物」論議		
第18回 訴えの利益		
第19回 続・訴えの利益		
第20回 分割請求の諸問題		
第21回 復習テスト(2)		
第22回 裁判規範の法律要件事実		
第23回 主張責任と立証責任(証明責任)		
第24回 [理由づけのための]請求原因と抗弁		
第25回 抗弁の概念		

科 目	民事訴訟法 1（前期） 60分授業30回	単 位
		2
担 当	住吉 博	
授業計画		
第26回 立証責任分配問題		
第27回 否認と抗弁の区別		
第28回 復習テスト(3)		
第29回 期末試験		
第30回 ”		
使用教材		
本授業の教科書は、上記のとおり担当者が著述しTKCの『法科大学院教育支援システム』を通じて受講者に提供するテキストである。		
さらに予習復習に際しては、必要に応じ日本評論社刊行の『基本法コンメンタール 新民事訴訟法 1、2、3』の最新版(計三冊)を活用することを強く推奨する。受講者はこの文献を座右に備えておき、常に参照すべきである。新司法試験では、民事訴訟法の基本的規定条文に関する知識を問う短答式出題もあるから、学生用コンメンタール(条文注釈書)により復習していることがとりわけ重要となる。		
もっぱら論点志向型であった従来の司法試験受験勉強で多くの受験生が用いていたいわゆる「教科書」を指定することはしない。それらは、新司法試験の民事系論述式試験の準備のためには、大部かつ煩瑣に過ぎるという判断に基づく。ただし十分に勉学の時間を使える学生が、自身の好み、判断そして責任の下に適宜に選択して自習に用いるのであれば、それに干渉するつもりは当然ながらない。		
関連授業科目		
ー法律基本科目ー		
「証拠と事実認定」、「民事執行・民事保全」		
ー実務基礎科目ー		
「現代弁護士論」、「民事訴訟実務(シミュレーション)」、「専門職責任」		
ー基礎法学・隣接科目ー		
「司法制度論」		
ー市民法務・公益法務ー		
「行政訴訟実務論」、「憲法訴訟論」、「医療関係訴訟論」		
ー企業法務ー		
「倒産処理手続 1」、「倒産処理手続 2」、「会社関係訴訟論」、「民事司法の現代的課題」、「国際民事訴訟法」		

法律基本科目 民事法 (昼間主・夜間主3年制)

科 目	民事訴訟法2（後期） 60分授業30回	単 位
		2
担 当	住吉 博	
授業内容の概要		
教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「証拠と事実認定」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成 8 年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。 「民事訴訟法1」では『民事裁判の法理構造』の解明が主たる関心事をなしており、「民事訴訟法2」では『民事裁判の手続構成』が主たる関心事である。表面上は同一の話題が「1」と「2」で繰り返し取り上げられることもあるが、それは話題の重要性にかんがみ学修の深化をはかるための配慮にもとづく。 本科目「民事訴訟法2」では、日本の実定制度としての民事訴訟の手続としてみた主要な部分を解明する。とりわけ受講者に法規定の理念と現実の訴訟進行の間に生じる諸問題について確実な認識を得させることに努める。		
授業方法		
担当者が著述した<教科書>に相当するテキストを TKC の『法科大学院教育支援システム』を通じて受講者に提供する。講義を基調とし、受講者の質疑を随時に受け付けることにより、授業の双方向性を確保する。また、途中に3回くらい、復習テストを実施する。		
成績評価の方法		
論述式と短答式を適宜配合した筆記試験を期末に行い、A・B・C・DおよびF(不合格)の5段階で評点を付する。		
授業計画		
第1回 訴訟審理の進行		
第2回 訴え提起手続		
第3回 訴訟当事者		
第4回 訴訟手続の代理人		
第5回 訴訟要件審理と本案審理		
第6回 口頭弁論		
第7回 弁論主義		
第8回 攻撃防禦方法		
第9回 「争点及び証拠の整理手続」		
第10回 釈明作用		
第11回 復習テスト(1)		
第12回 手続規定の遵守・訴訟記録		
第13回 訴訟承継・手続の中断受継		
第14回 続・訴訟承継		
第15回 民事訴訟の二当事者対立構造と多数当事者訴訟の例外		
第16回 共同訴訟の成立・選定当事者		
第17回 共同訴訟の審理		
第18回 復習テスト(2)		
第19回 訴訟参加その1		
第20回 訴訟参加その2		
第21回 裁判にありうる誤謬の是正		
第22回 控訴審		
第23回 上告審		
第24回 再審訴訟		
第25回 裁判によらない訴訟の完結		

科 目	民事訴訟法2（後期） 60分授業30回	単 位
		2
担 当	住吉 博	
授業計画		
第26回 続・裁判によらない訴訟の完結		
第27回 特別の手続形態		
第28回 復習テスト(3)		
第29回 期末試験		
第30回 ”		
使用教材		
本授業の教科書は、上記のとおり担当者が著述しTKCの『法科大学院教育支援システム』を通じて受講者に提供するテキストである。		
さらに予習復習に際しては、必要に応じ日本評論社刊行の『基本法コンメンタール 新民事訴訟法 1、2、3』の最新版(計三冊)を活用することを強く推奨する。受講者はこの文献を座右に備えておき、常に参照すべきである。新司法試験では、民事訴訟法の基本的規定条文に関する知識を問う短答式出題もあるから、学生用コンメンタール(条文注釈書)により復習していることがとりわけ重要となる。		
もっぱら論点志向型であった従来の司法試験受験勉強で多くの受験生が用いていたいわゆる「教科書」を指定することはしない。それらは、新司法試験の民事系論述式試験の準備のためには、大部かつ煩瑣に過ぎるという判断に基づく。ただし十分に勉学の時間を使える学生が、自身の好み、判断そして責任の下に適宜に選択して自習に用いるのであれば、それに干渉するつもりは当然ながらない。		
関連授業科目		
ー法律基本科目ー		
「証拠と事実認定」、「民事執行・民事保全」		
ー実務基礎科目ー		
「現代弁護士論」、「民事訴訟実務(シミュレーション)」、「専門職責任」		
ー基礎法学・隣接科目ー		
「司法制度論」		
ー市民法務・公益法務ー		
「行政訴訟実務論」、「憲法訴訟論」、「医療関係訴訟論」		
ー企業法務ー		
「倒産処理手続 1」、「倒産処理手続 2」、「会社関係訴訟論」、「民事司法の現代的課題」、「国際民事訴訟法」		

法律基本科目 民法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	証拠と事実認定（前期）	単 位
		2
担 当	森本 宏一郎	
授業内容の概要		
民事訴訟での証拠調手続きに対する理解を、できるだけ実際の訴訟に即したケースや設例を素材として使用して、実体法などとの関連や実務での問題などをも視野に入れながら、具体的な問題を中心とした教師と学生との間の対論のなかから深化させる。このように、設例・ケースなどを中心とした双方向での授業を行うことで、単なる知識や抽象的な概念の集積に墮することのない、実務との架橋との要請にも十分応えうる生きた手続法についての理解と柔軟な思考力との涵養をはかる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムに、毎回のテーマに関する講義要旨、参考文献・参考資料などをあらかじめ掲載することにより、当日のテーマについては学生が事前に十分、検討・予習済みであることを当然の前提として、授業当日は主として設例などを中心に質疑・討論をおこない当該テーマに関する理解を深めるように進める。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度、中間での試験の結果などを加味し、期末試験によって評価する。成績評価は、A, B, C, D, Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 民事訴訟における事実認定の基礎①－「事実」の「証明」とは 第2回 同②－証拠調手続きにおける「弁論主義」の機能 第3回 同③－証明の対象、証明を要しない事実(裁判上の「自白」を中心として) 第4回 同④－「主張・証明責任」(「要件事実」論を中心として) 第5回 同⑤－「主張・証明責任」(「証明責任」論を補完する理論について) 第6回 同⑥－証拠調手続きにおける「公開主義」など諸原則の意義 第7回 中間試験(言い分方式による事例問題を予定) 第8回 証拠調手続き総論、証拠収集の手段① 第9回 証拠収集の手段②、証拠調手続き総論 第10回 証拠調手続き各論①－書証など(除く。文書提出命令) 第11回 同証拠調手続き各論②－文書提出命令 第12回 同証拠調手続き各論③－鑑定、検証 第13回 同証拠調手続き各論④－証人、本人 第14回 同証拠調手続き各論⑤－手形・小切手訴訟、大規模訴訟などの特則。手続き各論の通覧 第15回 期末試験		
使用教材		
『民事訴訟法判例百選第3版』(有斐閣、別冊ジュリスト169号。なお、『民事訴訟法判例百選』新法対応補正版1・2、別冊ジュリスト145・146号でも可)		
教科書		
『基本法コンメンタール 新民事訴訟法1・2・3』(日本評論社。主要には同2)		
参考書		
民事訴訟法全般についての「体系書」は、特段の指定はしないが、併用書としてこれからの購入を予定している者は、平成15・16年法改正への対応にも配慮されたい。		
前提履修科目		
民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民法総則、同債権総論、同契約法、同不法行為、商事法入門		

法律基本科目 民事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	民事執行・民事保全 (後期)	単 位
		2
担 当	深山 雅也	
授業内容の概要		
技術的要素が濃くかつ民法をはじめとする実体諸法に対する理解をその前提として不可欠とする民事執行及び民事保全手続に対する学習は、ややもすると単なる法文の暗記や抽象的な概念的知識の集積に終始し、社会の中で私権の実現過程として機能しているシステムという視点からの理解に欠ける結果となりやすい。そこで、執行の現場で生起している具体的なケースを想定しながら、理論面や実務面の問題点とともに、社会・経済的な背景をも視野に入れつつ、教師と学生とがともに考え議論しながら学習を進めていくこととする。このように、ケースを中心とする双方向授業を進めることで、理論と実務との架橋の要請にも十分応え得るよう努めながら、民事執行手続及び民事保全手続の構造やその機能に対する理解を深める。		
授業方法		
予習として教科書の指定範囲の精読を前提としつつ、毎回のテーマに関する参考文献などを適宜事前に検討し得るように工夫し、授業当日は、テーマに即した設問をめぐる質疑討論を通じて、当該テーマに関する理解を深めるよう努める。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と発言内容、並びに、期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 民事執行の基本構造(執行の種類・態様、主体、不服申立)		
第2回 強制執行手続の総論(強制執行の要件、執行の対象、執行関係訴訟、手続進行)		
第3回 金銭執行―不動産執行(差押・物件調査・評価・入札・配当)		
第4回 金銭執行―不動産執行(保全処分・取消)		
第5回 金銭執行―動産執行(差押・換価・配当)		
第6回 金銭執行―債権執行(差押・換価・配当)		
第7回 非金銭執行―明渡執行・引渡執行		
第8回 非金銭執行―代替執行・間接執行・意思表示の強制執行		
第9回 担保権実行―担保不動産競売		
第10回 担保権実行―担保不動産収益執行		
第11回 担保権実行―担保動産競売・債権執行・形式競売		
第12回 民事保全―保全命令(仮差押)		
第13回 民事保全―保全命令(仮処分)		
第14回 民事保全―不服申立(保全異議・保全取消・保全抗告)・保全執行		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書		
『民事執行・保全法』(有斐閣アルマ、上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦[著])		
参考書		
『民事執行法判例百選』(有斐閣、別冊ジュリスト 127 号)		
前提履修科目		
民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民法(財産法)、商法		

法律基本科目 刑事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	刑法1（前期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也（夜）、中島 広樹（昼）	
授業内容の概要		
刑罰法規の一般原則、国家刑罰権の限界、犯罪概念などの解釈論的問題を対象とするのが、刑法1である。そこで、授業では、刑法に関する基本的原理・概念及び学問的課題・現代的課題を網羅的にとりあげて進める。とくに、わが国の現在の刑法学は、ドイツの目的的行为論を理論的基準とする人的違法論の影響下で、行為無価値と結果無価値の論争状況が刑法学の隅々にまで及んでいる。犯罪を犯す意思である故意の概念、錯誤論、不作為犯の作為義務の根拠、正当防衛状況と正当防衛権の限界、共犯論、未遂論等々で、それぞれ新しい論点が展開されている。かかる刑法学の新しい理論状況を正確に理解できるように、具体的事例や判例等をあげて、以下のような順序で講義する。（なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること）		
授業方法		
TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑応答も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 刑法の基礎		
第2回 罪刑法定主義		
第3回 因果関係		
第4回 不真正不作為犯		
第5回 実質的違法性阻却		
第6回 正当防衛と緊急避難		
第7回 責任能力と原因において自由な行為		
第8回 故意と錯誤Ⅰ		
第9回 故意と錯誤Ⅱ		
第10回 過失犯		
第11回 未遂犯		
第12回 共犯Ⅰ		
第13回 共犯Ⅱ		
第14回 罪数		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書：曾根威彦『刑法総論(第3版)』[2000 弘文堂]、阿部純二『刑法総論』[1997 日本評論社]		
参考書：『刑法判例百選Ⅰ（総論）』[2003 有斐閣]		
前提履修科目		
なし		

法律基本科目 刑事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	刑法2（後期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也（夜）、中島 広樹（昼）	
授業内容の概要		
刑法2は、各犯罪類型の解釈を明らかにすることによってその処罰可能な行為、すなわち処罰の範囲を確定することが重要である。最近は、胎児性致死傷、夫婦間レイプ、プライバシー侵害、コンピュータ犯罪など新たな当罰的行為が多く出現している。これは、社会の変化と変動に由来するものである。それにしたがって、学説や判例も多様に動いている。そこで、学説・判例を徹底して整理・検討することが要請されている。そして、一方罪刑法定主義、とくに人権保障との関連から国家刑罰権の限界を模索し、他方社会秩序の維持から法益保護の目的という困難な事態との調和を考慮する必要がある。順序は、個人的法益に対する罪から始めて、社会的法益に対する罪、そして国家的法益に対する罪へと進めて行く。（なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること）		
授業方法		
TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑討論も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 胎児障害と偽装心中 第2回 傷害罪と凶器準備集合罪 第3回 遺棄罪と逮捕・監禁・脅迫・誘拐の罪 第4回 強制わいせつ罪と業務妨害罪 第5回 住居侵入罪と名誉毀損罪 第6回 刑法における財物の意義と窃盗罪 第7回 不法領得の意思と占有概念 第8回 強盗罪の諸問題 第9回 詐欺罪と恐喝罪 第10回 横領罪と背任罪 第11回 親族相盗例と損壊罪 第12回 騒乱罪と放火罪 第13回 偽造罪と公務執行妨害罪 第14回 犯人隠匿・偽証・証拠隠滅・収賄罪 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書： 曾根威彦『刑法各論(第3版)補正版』[2003 弘文堂] 参考書：『刑法判例百選Ⅱ〔各論〕(第5版)』[2003 有斐閣]、花井哲也『刑法講義(各論Ⅰ)改訂新版[1997 信山社]、花井哲也『刑法講義(各論Ⅱ)[1996 信山社]		
前提履修科目		
なし		

法律基本科目 刑事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	刑事訴訟法 1（後期）	単 位
		2
担 当	新屋 達之	
授業内容の概要		
刑事訴訟法は、国家権力のあり方と密接な関連を持っています。それ故、刑事訴訟法は憲法・国際人権法と深い関わりがあり、これに即した解釈・運用が求められます。講義では、憲法・国際人権法及びそれを生み出した歴史的状況、比較法をもできる限り踏まえつつ、捜査手続に関する諸問題に検討を加えることとします。現行法の解釈・運用はもとより、刑事司法改革・組織犯罪対策・被害者保護など、立法のあり方と関連するテーマについても可能な限り時間をとりたいと思います。 なお、具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。		
授業方法		
テーマを事前に設定し、判例・学説等について予習がなされていることを前提とすることは、他の科目と同様です。講義形式・対話形式を適宜併用しつつ進めてゆく予定です。また、裁判実務・捜査実務・弁護実務という異なる立場が存在するという刑事訴訟法の性質上、場合によってはこれらのグループに分かれ、異なる立場から討議してもらうといった方法も考えたいと思います。		
成績評価の方法		
期末試験によって評価するのを原則としますが、講義における質疑の程度や是非、レポート、中間試験などを加味することがあります。A・B・C・D・Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 開講の初めに、逮捕・勾留(1)―逮捕・勾留の原則 第2回 逮捕・勾留(2)―別件逮捕・勾留、違法な拘束の救済など 第3回 搜索差押え(1)―令状による搜索差押え 第4回 搜索差押え(2)―令状によらない搜索差押え 第5回 捜査総論―任意捜査と強制捜査、令状主義、強制処分法定主義 第6回 捜査の端緒(1)―捜査の端緒一般、職務質問関連 第7回 捜査の端緒(2)―前回の続き、告訴・告発、特殊な端緒(事前捜査) 第8回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復・復習などを予定) 第9回 任意捜査―おとり捜査、コントロールド・デリバリーなど 第10回 特殊な捜査―写真撮影、通信傍受・盗聴 第11回 被疑者の取調べ―任意取調べ、身体拘束中の取調べ 第12回 被疑者弁護(1)―黙秘権・弁護人選任権・接見交通権など 第13回 被疑者弁護(2)、捜査構造論―前回の続き、捜査の構造 第14回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復・復習などを予定) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書： 白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)、福井厚『刑事訴訟法講義』(法律文化社)のいずれかを各自で購入してください。 参考書： 別途指示します。		
前提履修科目 特になし		

法律基本科目 刑事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	刑事訴訟法 2（前期）	単 位
		2
担 当	新屋 達之	
授業内容の概要		
刑事訴訟法2では、刑事訴訟法1に引き続き、刑事手続のうち公判・証拠関連のテーマを中心に取り上げます。 具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。 なお、公判手続・証拠法は実務基礎科目と重なる部分も多くなりますが、これらの分野は理論的な一方で技術的な性格も強いので、重複をいわず繰り返し学習されることを望みます。		
授業方法		
刑訴1を参照してください。		
成績評価の方法		
刑訴1を参照してください。		
授業計画		
第1回 公訴の提起(1)―基本原則、公訴の統制、公訴提起の方式 第2回 公訴の提起(2)―訴訟対象・訴因 第3回 公判手続(1)―公判の原則、訴訟主体、訴訟への市民参加 第4回 公判手続(2)―公判準備、公判手続、証拠開示 第5回 証拠法総論―厳格な証明と自由な証明、挙証責任、無罪の推定 第6回 自白(1)―自白法則・補強法則 第7回 自白(2)―同上、自白の信用性 第8回 伝聞法則(1)―総論、321 条関係(検面調書、捜査書類) 第9回 伝聞法則(2)―322 条以下 第10回 排除法則―違法収集証拠排除法則 第11回 裁判(1)―判決・決定、形式裁判・実体裁判 第12回 裁判(2)―裁判の効力 第13回 誤判救済―上訴・再審 第14回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復、復習などを予定) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書：白取祐司『刑事訴訟法』（日本評論社）、田口守一『刑事訴訟法』（弘文堂）、福井厚『刑事訴訟法講義』（法律文化社）のいずれかを各自で購入してください。 参考書：別途指示します。		
前提履修科目		
特になし。但し、刑訴1の知識があることは当然、予定されています。		

法律基本科目 刑事法 (昼間主・夜間主共通)

科 目	刑事法総合（後期）	単 位
		2
担 当	中島 広樹	
授業内容の概要 刑法総論と各論および刑事訴訟法の基本的知識を習得したことを前提として、刑法総論・各論の問題が融合した事例を素材にして、刑事法とりわけ刑法の総合的理解を深めてゆく。共犯の検討を重要視するとともに、必要な範囲で手続法上の問題を扱う予定である。刑法の基本的知識や考え方を具体的事例の解決に向けて活用しうるステップへ進んでもらうことをめざす。なお、授業内容等については変更があるので注意すること。 授業方法 TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料等を事前に告知する。授業当日は質疑討論に重点を置いて、当該テーマに対する理解を深める。 成績評価の方法 毎回の授業における能動的参加の程度を参考にしつつ、主として期末試験によって評価する。(A・B・C・D・Fの5段階評価)。 授業計画 第1回 殺人罪事例 第2回 傷害罪事例 第3回 傷害致死罪事例 第4回 業務上過失致死傷罪事例 第5回 凶器準備集合罪事例 第6回 強姦罪事例 第7回 窃盗罪事例 第8回 強盗・恐喝事例 第9回 強盗致死傷罪事例 第10回 事後強盗罪事例 第11回 放火罪事例 第12回 賭博罪事例 第13回 偽証罪事例 第14回 賄賂罪事例 第15回 期末試験 使用教材 教科書：講義に際して指示する。 参考書：なし 前提履修科目 刑法1、刑法2、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2		